

令和4年12月9日（金）

予算課 予算・財源グループ：宮地・守家（内線：4921）直通：087-832-3034

自治振興課 財政・税政グループ：上原・佐々木（内線：2177）直通：087-832-3095

令和4年度普通交付税額の変更決定

「地方交付税法の一部を改正する法律（令和4年法律第95号）」に基づき、総務省において令和4年度普通交付税（県分・市町分）の再算定を行い、本日、総務省より当初決定額が変更決定されましたので、お知らせします。

- 県に対する追加交付額は3,584,235千円です。市町に対する追加交付額（総額）は2,181,805千円です。各市町の追加交付額等の詳細は別紙を御参照ください。
- 令和4年度普通交付税の再算定の概要は次のとおりです。
 - ① 「臨時経済対策費」の創設
 - ・地方公共団体が、経済対策の事業や経済対策に合わせた独自の地域活性化策等を円滑に実施するために必要な経費を算定するため、基準財政需要額の臨時費目として「臨時経済対策費」が創設された。
 - ・人口を基本として、物価高騰対策、地方活性化策、こども・子育て世代への支援等に関する客観的指標（※）を用いて算定。（市町村分においては、条件不利地域に該当する団体に対して割増し。）
 - ※ 算定に用いる指標は次のとおり。
 - ・一人当たり事業所数
 - ・一人当たり各産業売上高
 - ・人口増減率
 - ・年少者人口比率
 - ・出生率
 - ② 調整額の復活
 - ・本年7月26日の当初決定の際に、全国の各地方自治体の財源不足額の合算額が、国の当初予算における普通交付税の総額を超えることとなったため減額された「調整額」分について追加交付。

【用語集】

○ 地方交付税

国税（所得税、法人税、酒税、消費税）の一定割合及び地方法人税を財源として、地方自治体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源です。

（所得税・法人税の 33.1%+酒税の 50%+消費税の 19.5%+地方法人税の全額）

○ 普通交付税の総額（全国）＝ 地方交付税の総額の 94% （残りの 6%は特別交付税）

○ 普通交付税の交付時期 ※追加交付は国の補正予算の成立及び地方交付税法が改正され次第、交付されます。各地方自治体の資金繰りなどを考慮し、4・6・9・11月の4回に分けて交付されます。

○ 個々の地方自治体の普通交付税額 ＝ 基準財政需要額 － 基準財政収入額 （標準的な財政需要） （標準的な財政収入）

○ 基準財政需要額 ＝ 測定単位 × 単位費用 × 補正係数 （人口、面積等） （測定単位1当たりの費用） （※）

（※）各種の補正係数は、各団体の自然条件や社会条件などの違いによる財政需要の差を反映するものです。

○ 基準財政収入額 ＝ 標準的税収入の 75%

○ 調整額

普通交付税の算定上、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超える場合は、財源不足額の合算額を普通交付税の総額にあわせることとしています。この総額にあわせるために減額した額を調整額といいます。国の補正予算により交付税総額が増加した場合などに、調整額の復活を行い、追加交付されることがあります。

○ 臨時財政対策債

平成 13 年度から、財源不足を交付税特別会計借入金により措置を講じることを見直し、財源不足のうち建設地方債の増発などを除いた残余については、国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第 5 条（地方債の制限）の特例となる地方債（臨時財政対策債）発行により補てん措置を講じることとなりました。発行可能額は基準財政需要額の一部を振り替えて算定されます。経常的経費にも充てることができる一般財源であり、元利償還金相当額の全額が後年度の地方交付税により措置されます。

令和4年度 普通交付税 変更決定額

○県分

(単位：千円)

	当初決定額 ①	変更決定額 ②	追加交付額 ③ (② - ①)
香 川 県	124,040,774	127,625,009	3,584,235

○市町分

	当初決定額 ①	変更決定額 ②	追加交付額 ③ (② - ①)
高 松 市	16,449,780	17,085,095	635,315
丸 亀 市	8,601,141	8,814,128	212,987
坂 出 市	2,212,699	2,318,865	106,166
善 通 寺 市	3,318,847	3,421,542	102,695
観 音 寺 市	5,524,351	5,655,724	131,373
さ め き 市	8,401,071	8,525,821	124,750
東かがわ市	6,189,134	6,287,043	97,909
三 豊 市	10,339,546	10,498,383	158,837
土 庄 町	3,273,787	3,343,738	69,951
小豆島町	3,742,629	3,821,498	78,869
三 木 町	2,504,383	2,602,714	98,331
直 島 町	1,025,355	1,046,417	21,062
宇多津町	647,076	698,186	51,110
綾 川 町	3,020,720	3,081,852	61,132
琴 平 町	1,667,176	1,746,257	79,081
多度津町	1,938,934	2,000,829	61,895
まんのう町	4,029,893	4,120,235	90,342
市 計	61,036,569	62,606,601	1,570,032
町 計	21,849,953	22,461,726	611,773
市 町 計	82,886,522	85,068,327	2,181,805

臨時経済対策費及び調整額の復活による追加交付額

○県分

(単位：千円)

	臨時経済対策費 ①	調整額の復活 ②	計 ③ (①+②)
香 川 県	3,391,801	192,434	3,584,235

○市町分

(単位：千円)

	臨時経済対策費 ①	調整額の復活 ②	計 ③ (①+②)
高 松 市	571,135	64,180	635,315
丸 亀 市	194,364	18,623	212,987
坂 出 市	96,955	9,211	106,166
善 通 寺 市	96,962	5,733	102,695
観 音 寺 市	120,137	11,236	131,373
さ ん き 市	113,371	11,379	124,750
東 か が わ 市	89,995	7,914	97,909
三 豊 市	143,854	14,983	158,837
土 庄 町	65,992	3,959	69,951
小 豆 島 町	74,498	4,371	78,869
三 木 町	93,857	4,474	98,331
直 島 町	19,561	1,501	21,062
宇 多 津 町	48,299	2,811	51,110
綾 川 町	56,124	5,008	61,132
琴 平 町	76,928	2,153	79,081
多 度 津 町	57,935	3,960	61,895
ま ん の う 町	85,163	5,179	90,342
市 計	1,426,773	143,259	1,570,032
町 計	578,357	33,416	611,773
市 町 計	2,005,130	176,675	2,181,805